

商標法の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）

改 正 案	現 行
目次	目次
(第一章から第七章まで省略)	(第一章から第七章まで省略)
第八章 雜則（第六十八条の二—第七十七条の二）	第八章 雜則（第六十八条の二—第七十七条）
(第九章以下略)	(第九章以下略)
(定義等)	(定義)
第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。	第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する

者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

（第二項省略）

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品又は商品の包装に標章を付する行為

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為

三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）に標章を付する行為

四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用

品について使用をするものをいう。

（第二項省略）

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品又は商品の包装に標章を附する行為

二 商品又は商品の包装に標章を附したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為

五 提供の用に供する物（服務の提供に當たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）に標章を付したものを服務の提供のために展示する行為

六 提供の提供に当たりその提供を受ける者の当該服務の提供に係る物に標章を付する行為

七 商品又は服務に関する広告、定価表又は取引書類に標章を附して展示し、又は頒布する行為

4 この法律において、商品に類似するものの範囲には服務が含まれることがあるものとし、服務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

（商標登録の要件）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、效能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

(第四号省略)

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

第三条 自己の業務に係る商品について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

- 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかるわらず、商標登録を受けることができない。

- 一 國旗、菊花紋章、勲章、褒賞又は外國の國旗と同一又は類似の商標

(第二号から第四号まで省略)

五 日本国若しくはパリ条約の同盟国の政府若しく

六 前五号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標

- 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかるわらず、商標登録を受けることができない。

- 一 國旗、菊花紋章、勲章、褒賞<sup>ほうしやう</sup>又は外國の國旗と同一又は類似の商標

(第二号から第四号まで省略)

五 日本国若しくはパリ条約の同盟国の政府若しく

は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

(第六号から第九号まで省略)

十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品

は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用をするもの

(第六号から第九号まで省略)

十 他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品又はこれに類似する商品について使用をするもの

十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品をいう。以下同じ

又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十二 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの

十三 商標権が消滅した日（商標登録を無効にする旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他の商標（他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十四 種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第十一条の四第一項の規定による品種登録を受けた品

。）又はこれに類似する商品について使用をするもの

十二 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品について使用をするもの

十三 商標権が消滅した日（商標登録を無効にする旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他の商標（他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品又はこれに類似する商品について使用をするもの

十四 種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第十一条の四第一項の規定による品種登録を受けた品

種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるもの）を除く。）

十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標

（第二項以下略）

（商標登録出願）

第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に商標登録を受けようとする商標を表示した書面及び必要な説明書を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

（第一号及び第二号省略）

種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品について使用をするもの

十五 他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）

十六 商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標

（第二項以下略）

（商標登録出願）

第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に商標登録を受けようとする商標を表示した書面及び必要な説明書を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

（第一号及び第二号省略）

三 指定商品又は指定役務並びに次条第一項の政令

で定める商品及び役務の区分

2 自己の登録商標若しくは商標登録出願をしている  
商標に類似する商標であつてその登録商標若しくは  
商標登録出願をしている商標に係る指定商品若しく  
は指定役務について使用をするもの又は自己の登録  
商標若しくは商標登録出願をしている商標若しくは  
これに類似する商標であつてその登録商標若しくは  
商標登録出願をしている商標に係る指定商品若しく  
は指定役務に類似する商品若しくは役務について使  
用をするものについて商標登録を受けようとする  
ときは、その商標登録又は商標登録出願の番号を願書  
に記載しなければならない。

(第三項省略)

(一) 商標一出願

三 指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の

区分

2 自己の登録商標若しくは商標登録出願をしている  
商標に類似する商標であつてその登録商標若しくは  
商標登録出願をしている商標に係る指定商品につい  
て使用をするもの又は自己の登録商標若しくは商標  
登録出願をしている商標若しくはこれに類似する商  
標であつてその登録商標若しくは商標登録出願をし  
ている商標に係る指定商品に類似する商品について  
使用をするものについて商標登録を受けようとする  
ときは、その商標登録又は商標登録出願の番号を願書  
に記載しなければならない。

(第三項省略)

(一) 商標一出願

第六条 商標登録出願は、政令で定める商品及び役務の区分内において、商標の使用をする一又は二以上の商品をの商品又は役務を指定して、商標ことにしなければならない。

2 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

(連合商標)

第七条 商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品若しくは指定役務について使用をするもの又は自己の登録商標若しくはこれに類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務について使用をするものについては、連合商標の商標登録出願をした場合を除き、商標登録を受けることができない。

第六条 商標登録出願は、政令で定める商品の区分内において、商標の使用をする一又は二以上の商品を指定して、商標ことにしなければならない。

2 前項の商品の区分は、商品の類似の範囲を定めるものではない。

(連合商標)

第七条 商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品について使用をするもの又は自己の登録商標若しくはこれに類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品に類似する商品について使用をするものについては、連合商標の商標登録出願をした場合を除き、商標登録を受けることができない。

(第二項省略)

3 商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの及び自己の登録商標又はこれに類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品又は指定役務に類似する商品又は役務について使用をするもの以外の商標については、連合商標の商標登録を受けることができない。

(先願)

第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする

(第二項省略)

3 商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品について使用をするもの及び自己の登録商標又はこれに類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品に類似する商品について使用をするもの以外の商標については、連合商標の商標登録を受けることができない。

(先願)

第八条 同一又は類似の商品について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

2 同一又は類似の商品について使用をする同一又は

同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

(第三項以下略)

(出願時の特例)

第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国以外の国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品

類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

(第三項以下略)

(出願時の特例)

第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国以外の国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品

した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。

2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

第九条の二 パリ条約の同盟国でされた商標（第二条第一項第二号に規定する商標に相当するものに限る。）の登録の出願に基づく優先権は、同項第一号に

の日から六月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品の時にしたものとみなす。

2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品が同項に規定する商標及び商品であることを証明する書面を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

規定する商標に相当する商標の登録の出願に基づく優先権についてパリ条約第四条に定める例により、これを主張することができる。

(商標登録出願の分割)

第十条 商標登録出願人は、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

(第一号及び第二号省略)

(商標登録出願の分割)

第十条 商標登録出願人は、二以上の商品を指定商品とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができます。

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

(第一号及び第二号省略)

三 その商標登録出願が第六条第一項に規定する要件を満たしていないとき。

四 その商標登録出願に係る商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下同じ。）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるとき。ただし、その商標に関する権利を有する者からその商標登録出願が本文の規定に該当することをその理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る

三 その商標登録出願が第六条第一項に規定する要件をみだしていないとき。

四 その商標登録出願に係る商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下同じ。）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品又はこれに類似する商品について使用をするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるとき。ただし、その商標に関する権利を有する者からその商標登録出願が本文の規定に該当することをその理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。

。

(出願公告)

第十六条（第一項及び第二項省略）

3 出願公告は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。

(第一号及び第二号省略)

三 願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面の内容

四 指定商品又は指定役務

(第五号以下省略)

(存続期間)

第十九条（第一項省略）

2 商標権の存続期間は、更新登録の出願により更新

(出願公告)

第十六条（第一項及び第二項省略）

3 出願公告は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。

(第一号及び第二号省略)

三 願書に添附した商標登録を受けようとする商標を表示した書面の内容

四 指定商品

(第五号以下省略)

(存続期間)

第十九条（第一項省略）

2 商標権の存続期間は、更新登録の出願により更新

することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(第一号省略)

- 二 更新登録の出願前（次条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、同条第二項に規定する期間の満了前）三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもがいすれの指定商品又は指定役務についてもその登録商標（その登録商標と相互に連合商標となつてゐる他の登録商標があるときは、当該登録商標及び当該他の登録商標）の使用をしていないとき。
- 3 前項ただし書第二号に掲げる場合において、その指定商品又は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があるときは、同号の規定は、適用しない。

することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(第一号省略)

- 二 更新登録の出願前（次条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、同条第二項に規定する期間の満了前）三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもがいすれの指定商品についてもその登録商標（その登録商標と相互に連合商標となつてゐる他の登録商標があるときは、当該登録商標及び当該他の登録商標）の使用をしていないとき。
- 3 前項ただし書第二号に掲げる場合において、その指定商品についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があるときは、同号の規定は、適用しない。

(存続期間の更新登録)

第二十一条 (第一項省略)

2 更新登録の出願は、商標権の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。

(第三項省略)

4 商標権の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時(前項の規定による出願があつたときは、その出願の時)に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は商標権の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

(商標権の移転)

第二十四条 商標権の移転は、その指定商品又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指定役務(

(存続期間の更新登録)

第二十一条 (第一項省略)

2 更新登録の出願は、商標権の存続期間の満了前六月から三月までの間にしなければならない。

(第三項省略)

4 商標権の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は商標権の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

(商標権の移転)

第二十四条 商標権の移転は、その指定商品が二以上あるときは、指定商品ごとに分割してすることがで

とに分割してすることができる。ただし、分割しようとする指定商品又は指定役務がその分割しようとする指定商品又は指定役務以外の指定商品又は指定役務のいずれかに類似しているときは、この限りでない。

(第二項以下略)

(商標権の効力)

第二十五条 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(商標権の効力が及ばない範囲)

第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標には、

きる。ただし、分割しようとする指定商品がその分割しようとする指定商品以外の指定商品のいずれかに類似しているときは、この限りでない。

(第二項以下略)

(商標権の効力)

第二十五条 商標権者は、指定商品について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(商標権の効力が及ばない範囲)

第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標には、

及ばない。

(第一号省略)

- 二 当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標
- 三 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格若しくは生産若しくは

及ばない。

(第一号省略)

- 二 当該指定商品又はこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標

使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標

四 当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について慣用されている

商標

(第一項省略)

(登録商標等の範囲)

第二十七条 (第一項省略)

2 指定商品又は指定役務の範囲は、願書の記載に基いて定めなければならない。

(他人の意匠権等との関係)

第二十九条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の意匠登録

三 当該指定商品又はこれに類似する商品について慣用されている商標

(第二項省略)

(登録商標等の範囲)

第二十七条 (第一項省略)

2 指定商品の範囲は、願書の記載に基いて定めなければならない。

(他人の意匠権等との関係)

第二十九条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の意匠登録

前の意匠登録出願に係る他人の意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることはできない。

(専用使用权)

第三十条（第一項省略）

2 専用使用权者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。

(第三項以下略)

(通常使用权)

第三十一条（第一項省略）

2 通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内におい

出願に係る他人の意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることはできない。

(専用使用权)

第三十条（第一項省略）

2 専用使用权者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標の使用をする権利を専有する。

(第三項以下略)

(通常使用权)

第三十一条（第一項省略）

2 通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内におい

て、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を有する。

(第三項以下略)

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際（第十三条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条の二において、第五十六条の二において準用する意匠法第五十一条第一項において、若しくは第六十二条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十五条において、それぞれ準用する同法第十七条の二第一項の規定により、その商

て、指定商品について登録商標の使用をする権利を有する。

(第三項以下略)

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際（第十三条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条の二において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条の二において、第五十六条の二において準用する意匠法第五十一条第一項において、若しくは第六十二条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十五条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十一条第一項において、それぞれ準用する同法第十七条の二第一項の規定により、その商

の二第一項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際（現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

- 2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべくことを請求することができる。

商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際（現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

- 2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。

(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十三条 次の各号の一に該当する者が第四十六条第一項の審判の請求の登録前に商標登録が同項各号の一に該当することを知らないで日本国内において指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合はその商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一 同一又は類似の指定商品又は指定役務について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の商標登録の

(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十三条 次の各号の一に該当する者が第四十六条第一項の審判の請求の登録前に商標登録が同項各号の一に該当することを知らないで日本国内において指定商品又はこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合に、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一 同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の商標登録の

の商標登録のうち、その一を無効にした場合における原商標権者

うち、その一を無効にした場合における原商標権者

二 商標登録を無効にして同一又は類似の指定商品又は指定役務について使用をする同一又は類似の商標について正当権利者に商標登録をした場合における原商標権者

二 商標登録を無効にして同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標について正当権利者に商標登録をした場合における原商標権者

(第三号省略)

(第三号省略)

(第二項以下略)

(第二項以下略)

(質権)

(質権)

第三十四条 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該指定商品又は指定役務について当該登録商標の使用をすることができない。

第三十四条 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該指定商品について当該登録商標の使用をすることができない。

(第二項以下略)

(第二項以下略)